

狛江市長は、地方公務員法に基づき、狛江市職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 当事者

(1) 被処分者

福祉保健部	課長職	40歳代	男性	停職5箇月
建設環境部	主事	30歳代	女性	停職2箇月

(2) 処分内容及び理由

平成23年10月から2年以上にわたり、勤務時間中に業務用のパソコンを用いて極めて私的な文書のやりとりなどコンピュータの不適正利用を繰り返していたこと及びそのことによる地方公務員法第35条に定める職務専念義務違反及び職務怠慢により、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号により、停職処分とした。

2 管理監督者

(1) 被処分者

福祉保健部	部長職	50歳代	男性	戒告処分
-------	-----	------	----	------

(2) 処分内容及び理由

上記事件に対し、長期にわたり、部下の職務専念義務を見過ごしてきたことは、所管部長としての管理・監督の職務を怠ったことにあたることから、地方公務員法第29条第1項第2号により、戒告処分とした。

3 処分年月日

平成25年12月20日